

平成21年度第7回協働支援会議

平成21年10月26日午後1時00分

区役所本庁舎301会議室

出席者 早田委員、宇都木委員、鈴木委員、富井委員、伊藤委員、村山委員

事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

早田座長 第7回の協働支援会議を始めたいと思います。よろしく申し上げます。

内山委員と関口委員は欠席です。

今日は2時までが支援会議で、その後、事業提案制度の審査会ということで、報告書の取りまとめに当たってご意見をいただくというふうに、二段構えになっていますのでよろしく申し上げます。

では、前半のまず2時までの部なのですが、来年度のNPO活動資金助成の仕組みづくりについてご審議をいただきたいと思います。

事務局に資料の確認をお願いします。

事務局 では、前半戦、ご説明をさせていただきます。お手元にお配りさせていただいたクリップどめが二つありまして、タイトルが「第7回新宿区協働支援会議」となっているものをごらんをいただきたいと思います。

まず、資料のほうなのですが、本日、式次第と、それからA3判で横の表になります「平成22年度NPO活動資金助成改正案」というもの、それから参考資料としまして「平成21年度協働支援会議開催予定と実施経過」ということで、こちら11月26日の第2回協働事業評価会と、第3回協働事業評価会について、12月17日木曜日ということで開催させていただきますので、お知らせをしております。

それから、最後にカラーのチラシがついております。こちら、平成21年度の新宿区NPO活動資金助成事業の申請事業名が「閉校した小学校を利用した木育推進イベントの開催」の、「おもちゃフォーラム」というのが11月7日と8日、2日間にわたりまして開催されますので、ご参考に添付をさせていただきました。

資料はお揃いになっていらっしゃるでしょうか。

早田座長 よろしいでしょうか。

宇都木委員 はい。

事務局 それでは、今日の支援会議の議題についてなのですが、NPO活動資金助成制度の検討ということで、本日お集まりをいただくことになりました。9月7日に開催をしました第6回協働支援会議での協働事業検討課題一覧に基づきまして、委員の皆様を検討を行っていただいたところです。

そこで出ました課題のうち、区のほうで「検討の上、即対応可」、あるいは「対応に向け具体的に検討」ということで回答させていただいたものにつきまして、翌年度に向けた制度改正について、助成金制度のほうから順番に審議をすることになりました。

今日はNPO活動資金助成制度について、平成22年度に実現可能な形として改正案を事務局のほうで作成したので、ご審議をいただきたいと思っております。

各委員から出されましたこの助成事業に関する課題の多くは、育成枠の設置ですとか、助成率の設定等によって助成団体の拡大を図るべきというようなご提案でした。

そこで、設立間もない団体ですとか、それから財政規模の小さな団体を優遇するための育成枠というのを設置する方向で、事務局のほうで検討を行わせていただいたところです。

こちらの改正案につきましては、10月7日に早田座長と、それから宇都木座長代行と事務局との打ち合わせを行いまして、改正案について意見交換をさせていただいて、方向性についてはおおむねご了解をいただいたという形になっております。

あと、こちらの「検討の上、即対応可」、あるいは「対応に向けて具体的に検討」とした回答の中には、審査方法ですとか、それから申請書類に関する様式の改正等の課題も出ておりましたけれども、審査基準の改正や、募集要項の改正等に伴って申請書の様式も変わってくると思われましたので、まず本日は改正案についてのご審議をいただいて、その後、別途申請様式等の改正についてご審議をまた提案をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、提示させていただきました改正案の基本的な考え方なのですが、低額・高助成率の育成枠を設置して、既存のNPO活動資金とその育成枠の二つのコースを設けまして、それによって新規団体の発掘を図りながら、また過去に助成を受けた団体に対しては、助成率を下げたりすることによって、より多くの団体に助成できるようにという趣旨で改正案をつくらせていただきました。

それでは、A3判横の表、「平成22年度NPO活動資金助成改正案」というものをごらんいただきたいと思います。

こちら新旧対照できるようにつくっております、左側が平成21年度のNPO活動資

金助成、予算額300万円で行わせていただいた今現在の制度の内容になっております。

こちら右側、二つの列がありますが、平成22年度NPO活動資金助成改正案ということで、こちらはもともと新宿区の第一次実行計画によりまして、平成22年度からこの財政規模が300万円から400万円に拡大する予定で進んでおります。その予定どおりで総予算額は400万円ということで22年度実行したいというふうに考えております。

ここの活動資金助成について、(仮称)活動資金助成スタートアップコースと、今の制度の引き続きということでNPO活動資金助成と二つのコースを設けて、このスタートアップコースというのをいわゆる育成枠というふうな考え方で進めてはどうかということで作成をしております。

こちらの活動資金助成スタートアップコースなのですが、まず助成対象とする団体ですが、新宿区に登録したNPO法人のうち、以下の、どちらかの要件を満たして、事業の実施によって自立経営(事業型NPO)を志向しているNPO法人を対象とするというものです。

まずの条件が、NPO法人設立後、5年未満の団体。もしくは、の条件、新規実施から3年未満の事業の助成について希望する団体で、直近の決算期における収入額が500万円未満の団体ということで、財政規模の小規模な団体に着目してつくっている条件になっております。

こちらのスタートアップコースですが、助成対象事業は既存のNPO活動資金助成と変わらず、そして助成率につきましては現在2分の1ですが、こちらを助成対象事業費の4分の3としたいという案になっております。

それから、助成限度額については30万円。

助成回数の制限については、同一または継続性のある事業についての助成は2回を限度とするということで、3回目以降はこちらの既存のNPO活動資金助成のほうに移行していただくというようなモデルで考えております。

それから、助成の基本方針の中に、「助成により新たな事業のスタート、または、継続的事業のステップアップにつながる」というのを基本方針に掲げさせていただいたのですが、スタートアップコースを設置したことと、それから既存のNPO活動資金助成のほうで、一定の回数助成を受けた団体に対しては制限を設けたということから、こちらは基本方針から削除という案をつくらせていただいております。

それから、審査基準のところなのですが、の審査基準、「自ら資金確保に努めてい

ること」、それから「運営の公開性及び透明性に優れていること」、この二つの基準については、こちらのスタートアップコースというのが、設立間もないNPO法人に向けての助成制度ということもありまして、例えばまだ設立して1年目とかの団体の場合には、なかなかこの、の審査基準の判断が難しいという部分がありますので、団体への期待値などを含めた判断ができるような審査基準というのを考えてみたというところ です。

の「自ら資金確保に努めていること」というものにかえまして、「将来的に着実な活動ができるよう、自立経営を目指していること」、それから 番の「運営の公開性及び透明性に優れていること」ということにかえて、「事業を遂行することにより、団体の能力向上が期待できること」という基準を審査基準として持たせてはどうかという案になっております。

それから、既存のNPO活動資金助成の制度の改正なのですが、こちら上から3番目の助成率のところ、一定の回数を助成した団体に対する制限的なもので、こちらただし書で「(仮称)スタートアップコースを含め同助成金において3回以上助成金の対象となった同一または継続性のある事業は、助成対象事業費の4分の1とする」という要件を入れております。

それから、助成限度額におきまして「3回以上助成金の対象となった同一または継続性のある事業は、限度額30万円とする」という改正をしております。

それから、助成の基本方針のステップアップの部分は文言を削除する。

それから、審査基準のところなのですが、番から番までは既存の審査基準と同じ形をとっております、この番のところ、既に何度も助成を受けている団体に対してのある程度の制約といいますか、減点項目みたいな形にしまして、今まで採点を行っていなかったこの審査基準、「過去に本助成を受けている団体であるとき、当初の計画どおり活動に反映されたか、また、自己評価を行っていたか」という審査基準について採点を行いまして、例えば自己評価をきちっと行っていない団体であれば、仮に3点をつけていただいたとします。これを減点項目ということで、10点満点から3点を引いた7点この から番で合計した総得点からマイナスをして、ある程度常連で助成を受けている団体について、自己評価、あるいは資金確保の努力をしていないものについて減点をしていくというような審査基準を設けたらどうかということで入れている項目になります。

もう一つ下の部分も同じ考え方で、番に加え番の項目を新設するという案になっております。

こちらの 番の項目につきましては、「過去の助成事業について自立を図り、公的な財政支援に過度に頼らなくても継続的・安定的に事業を遂行できるよう努めているか」という基準を、これも同じような考え方で減点項目としてはどうかということで案を作成しております。

以上、資料の説明になります。

早田座長 ありがとうございます。せんだって10月7日でしたか、宇都木さんと集まりまして事務局に案をつくっていただきまして、少しディスカッションをして、最終的にはこの形で皆さんにお諮りしようというふうにしました。

ちょっと複雑ですのでよく見ていただいて、あと50分ほどありますから、これがまとまるまで今日行けばなと思っております。

まずこの表の見方なのですからけれども、一番初め、NPO活動資金助成のほうに「同左」とありますが、これは一番左側の現状と同じという意味ですよ。

事務局 そうです。

早田座長 当たり前ですけど。助成率は2分の1でありますよね。

事務局 はい、そうです。

富井委員 これ、それとその次は、普通はそう読まないね。

事務局 そうですね、失礼しました。

早田座長 一番左と同じであります、それだけ。

富井委員 そうそう、そういう。

伊藤委員 21年と同じということ？

早田座長 そうですね。だから50万円。

富井委員 その次もそうでしょう。

早田座長 はい。それから私だけかな、あともう一つわかっていないのは。スタートアップコースの ほうの解釈なのですが、 ほうは5年未満の団体、 ほうが長いのですけれども、500万円未満の団体というところに力点があって、新規実施から3年未満の事業、3年未満のというのは団体が3年未満じゃなくて。

事務局 事業の。

早田座長 老年選手でも新しい事業に着手して3年ということですよ。

事務局 はい。

早田座長 7年目に着手してもいいわけですよ。

事務局 はい。

早田座長 という意味ですので、3年未満の団体ではないです。3年未満の事業で来て  
いるわけですね。

富井委員 でも、5年未満の団体だから、あまり7年とかあり得ないのだ。

事務局 番と 番は、 番か 番どちらかの要件に該当していればいいという考え方  
で。

富井委員 ああ、いずれかと。

事務局 はい。

早田座長 オアですね。ほかに言葉の解釈がわかりにくい点がありますか。

鈴木委員 審査基準の一番右下ですけど、「公的な財政支援に過度に頼らなくても」とい  
う「過度」というのは何なのですか、官僚の文言だと思っただけ。あいまいで、どうい  
うふうにでも解釈できるから。

早田座長 事務局が答える、資料説明をお願いします。

事務局 わかりました。こちらなのですが、実はNPOが事業をしていても、なるべく  
事業型NPOとして自立できるという形がいいのですが、なかなか受益者負担とかが難し  
い。

鈴木委員 いや、「過度」というのは、全予算の例えば8割を云々とかそういう。数的な  
表現をしてもらいたい。

事務局 特に今この案の中で、その過度ということについてどのぐらいの割合かという  
ところまでは、まだ詰めていません。

早田座長 これを入れたほうがいいとしたのは私なのですが、初めはなかったのです。  
公的な財政。

鈴木委員 いや、私、入れることは賛成なのです。

早田座長 了解しました。

鈴木委員 だから、過度か過度じゃないかということで、要するに団体と我々との間で  
基準がないと、あの委員会とはんでもない、と言われちゃうねと。

早田座長 そうですね。それはまた審査要項といいますか、中で議論していくことかな  
と思っています。

伊藤委員 当該団体の事業予算の50%以上だと過度だとか、そういうのをしておかな  
いと、その団体によって、ああ、ここは多いのじゃないのとか、片方は60、片方は40

だとかいうづれが出てくると、後でここは並べたときに何を言われるかわからない。

事務局 そうですね。何か明確な線引きが欲しいところではありますよね。

伊藤委員 つくらなきゃまずいよ。

事務局 ええ、ただあとはその事業の内容によってもどこまでというのもやっぱり。

伊藤委員 これ、事業の内容については上で今決まっているじゃない、30万とか40万と。だから、ここはもう縛りがあるからいいのだけど、するとその縛りがあるからこっちがないとすれば、その団体の事業の予算に対してどのぐらいの公的なものが入ってくるかと。それがまた、この新宿だけのものと、ほかからの公的なものが入っているだとか、そこも考えていかないといけない問題だと思う、公的と言っている以上は、新宿区じゃないのだから。

早田座長 そうですね、早速内容に入っている気もするのですが。

鈴木委員 では、もう1個、いいですか。この議論というのは、生まれたてのNPOをスタートアップしようよねということで、新しい仕組みを今考えようということだと思うのですが、それで大きな協働の仕組みの中で生まれたては少し手厚くやりましょう。それで、大人のNPOになったら、自立することをちゃんと方向性として見せてくださいと。自立しちゃったならば、協働事業の姿はどういう姿になるのですか。それはもう助成金事業になるのですか。

宇都木委員 助成金じゃないの。だから、例えば協働事業なんていうのは、これはもう助成金じゃないから、そういうことですよ。だから、自分たちが何かやるのに、一番いい例というのは研修事業みたいなのです。そのうちの講師費用が総予算の半分ぐらいだったなんていうのは、もう明らかにそれがなきゃできないということだから、それは一定程度クリアして、年数をやった、回数やったところだったらもう自分で独立しなさいという。要するに独立するための政策誘導みたいなものだから、いつまでたってもできなかったら、それはだめよという話になるのだ。

早田座長 今、生まれたてと言いましたが、のほうの定義は大人の団体が再チャレンジするのは悪いやり方じゃないのだよ。

鈴木委員 いや、だから今この制度設計で、協働事業のプロセスの設計をもう一度しましょうと。そのスタートアップ、それから大人になった、それと助成なしでできる協働事業のあり方がどんな姿なのかなと。協働というのは行政と区民の協働ですから。行政は例えば資金援助をしたり、あるいは情報を援助したり、あるいはレイバー的な作業提供をし

たり、場の提供をしたりいろいろあります。

何でこんなことを言っているかというと、前、総合政策部長のほうから将来税収が不足しますと。そういうことを思うと、多様化する市民社会の中では協働事業というのはもう必須になってくる。だから、協働事業必須というのは、区民が新たな公のサービスを担うということのみずから率先してもらおうということが協働になりますと。

では、その姿は例えばもっとわかりやすく言うとかみ集め、今、区の収集車が来ています、税金で。あれがもうお金がないからやめたとした場合、区民がやらないといけない。それは新たな公共サービスを区民が担うということなのですが、そのお金とかそういうあれはどこからこう出てくるのかなと。

だから、言いたいのは協働のあるべき姿の定義をしてエントリー、それから成長、それから完成という姿を少し設計しておかないといかんのかなと。

富井委員 僕はちょっと違うのだけど。後でやる協働提案事業と比べると、この助成事業というのは、僕は格好としては協働じゃないと思っているのです。お金だけ出すのだから。だから助成は助成事業というのがあって、それ以外にやっぱり行政と民間が一緒にやる事業というのが協働で、お金を出すという事業は助成事業です。これ以外にも助成事業はいっぱいありますよね。

だから、その中の一つで、これはNPOを育て上げるための助成事業ですと、僕はそういう解釈をしてこの表を見ているのですけど。

宇都木委員 それもいいのですが、鈴木さんの言う話で言えば、つまり事業型、自前で事業をして団体を運営し、また地域社会に対して寄与するという団体をいかに多くつくっていくかというのが協働のテーブルを広げていくと。そのステップとしてNPOを少し育てるためのいわば助成でお手伝いして、体力をつけ、その団体がより自立できるような方向性というのをお手伝いしてあげよう。資金的な問題の一つだし、それからこれ以外にNPOを支援しようという政策があれば、今度はソフトの面だとか、その担当部署がそういうことに積極的にかかわっていくという、そういうものも一緒にやらないと、多分お金だけでは解決しない問題だと思うのだ。

協働事業自身は本当に市民が担える団体をこしらえることができれば、行政の仕事は半分ぐらいになるかもしれない。

村山委員 一番おいしいね。

宇都木委員 だけど、そこがそうならないと協働事業じゃないというのは、今までだっ

で議論していることじゃないですか。2年やったら、はい、さようならじゃ、何をやってきたかわからなくなっちゃったというのじゃ困るので、2年やって成功していくのだったら、そこはそういうふうには本来事業に組みかえられる、それがもう市民事業として今度は協働、行政とまるっきり一体じゃなくても自分たちは自立してできて、そのうち行政がかかわる部分がだんだん減っていくと、そういうふうにならないと本当の意味での市民事業というか、市民が担う公共部門というのはどんどん拡大していくわけだから、福祉系で言えば保育園だとか介護事業だとか、こういうところもきちんとヘルパー派遣事業ができるような団体をたくさんつくって行って、それを育成して行って、それだけではなく、それが担えるまた新たな団体の事業を発掘して、自分たちの団体運営でヘルパー派遣も介護もできるという、そういう団体をどう育成していくかというのが協働事業だと思うのです。

鈴木委員 はい、私もそう思います。

宇都木委員 僕はだからその一連のつながりで考えないと、NPO活動資金助成を延長したらいいと、終わっちゃうのだと言うのだったらまずいなと。

鈴木委員 それともう一步進めて、言いたいことは、改正案検討の経過というか、改正案を検討する際の前提みたいなところで、そういう今言われたようなあるべき姿の設計をちゃんとここで言うておかないと、何でその3分の1とか、自立云々とかという言葉があるのですけど。

宇都木委員 それは前書きでちゃんと言い続けておけばいいと思うのだ。

鈴木委員 うん、そこが私、やっぱり大事だと。

宇都木委員 こういう趣旨で。こういう方向性をより明確にして、それに向かってNPOや地域社会がぜひ行政と一緒にそういう社会をつくるために役立ってほしいという願いを込めてこういうふうにしましたというふうに、それは前書きでちゃんと意味を書いておかないと、これだけだと表が出ちゃっているのです。

鈴木委員 そうなのです。だから、そこがあると、これがぐっと浮き上がってくるし、我々が審査するときの大きなベースが。

宇都木委員 そうそう。

鈴木委員 やっぱり私、改めてそこが大事なのだろうなと。

早田座長 このスタートアップコースの2行目に書いてある「自立経営(事業型NPO)」という言葉が特別に入っているのですが、この言葉は実はNPO活動資金助成のほうにももともと入っている理念でありまして、既にそれは確立されているという前提で多分事務

局は作業を進めておられて、スタートアップといえどもこの部分はきちんと問うのだよと、ここはおろそかにならないよという意味で書いているのだということで、前提でお願いしたいなと思います。

宇都木委員 だからそういうことをもう一遍説明を、前書きでちゃんとしてあげれば良いと思うのです。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 それを募集要項に書いて、単にNPO団体を数多くつくれば良いというのではなくて、そういう協働が担えるような方向性を持ったNPOをたくさんつくりたいのだというのがこの意図なのだとすることをちゃんと示しておけばいい。

早田座長 はい。

鈴木委員 それを示しておく、今回のスタートアップコースが余計浮き上がってくると思うのだ。じゃないと、何か弱い団体がポツと、そういう趣旨なのだろうけど、何かあるべき論がちょっと吹っ飛んじゃって、その制度そのものをこね回しているなというふう

に。

早田座長 そうですね、スタートアップのほうもきちんと書いて、それがわかるようにということ。

宇都木委員 示しておけばいいのではないですか、ここのうちの考え方を。

富井委員 僕も議論的にはわかるのですが、ただ協働ということにある程度縛りをかけるといことになりますね。もうちょっとこっち側に、将来行っても協働できないような団体はしないよということにはならない？

宇都木委員 だから、今の段階では、将来この団体は5年たったらきちんとなりましようなんて、そんな保障なんかはだれもできないです。なかなか。

でも、そっちを向いているという姿勢がちゃんと示されれば、それはそれで助成している、育成しているという。それが大きな意味で市民参加協働のありようというのをもう1回ここでみんなで考えようよと、市民の側も考えてもらおうよ、行政側も考えてもらおうよ。

鈴木委員 富井さんは最初の質問もそうだったのだけど、これは助成金事業なの、協働事業じゃないという定義なのです。私は協働事業の一環の中の助成金だというふうに思っています。そういうことですよ、そこが全然多分土台が違うところなのです。だから。

富井委員 僕はそう思っている、これは。

鈴木委員 助成金事業というのも、区民のニーズとかいうことをここでヒアリングしているわけです。私はそう思っているのですが、どうなのですか。

宇都木委員 だから、大きな意味でNPO自身が担うべきミッションというのは、僕流に言うと市民が安心して生活できる地域社会をどうつくっていくかと、それが一番大きなことなので、そのことは忘れてもらっちゃ困る。そこに行きつくまでに段階があるだろうから、まずはスタートしたときに大変だろうから、それはスタート資金として、ここで言えば最初のところで助成していきましょう。それは市民参加協働という大きな行政の方針の中の一つとしてそういう部分があるのですと。

それだけじゃなくて、自治会だとか、市民自治にかかわる団体はたくさんあるはずですよ。これは市民事業、NPOの側の部分を担う側の育成をしていく事業なので、ほかのところだってたくさんあるわけだから。高齢者福祉活動基金は、私、委員会に行くのだけど、給食サービスをやっているところなんかもあるのです。

早田座長 事務局、そういう理解でよろしいですね。

事務局 はい。

早田座長 もともとそういう今言われたものは別にあって、あくまでも協働の中の助成だということによろしいのですよね。

事務局 はい。

宇都木委員 それは行政の方針はそれで始まったのだもの、これは。それでなかったら、もうやめちゃうのだ、それは。

早田座長 では、そういうことで。

富井委員 協働というのはだから、今言った前文にそういうことを書くとか、この題名に協働という何かを入れるとか、区の助成事業と言ったらいっぱいあるじゃないですか。その一つだと思われて、あそこから助成金もらえばいいやという気持ちで見ているほうにそう思わせないような何かにはしておかないといかんですよ。今おっしゃったことは別に反対じゃないのだけど。僕はそう思われているのではないかなと、今までの申し込みなんかも見ていてね。

宇都木委員 だから、それは市民参加協働に向かっていくNPO側を支援するものだと。それはNPO自身の活動だけじゃなくて、それは何のためにあるかということの大きなイメージというか枠組みは、基本方針は行政が立てている方針なので、そのことはもう一遍ちゃんと行政としても示すべきじゃないですか。それが中期計画だとか、何とか計画だと

か、市民参加協働をやりましょう、そのためにはそれを担える人たちをたくさん育てましょう。だから、こういう制度を設立します、こうなっているわけだから、そこはそれで。

早田座長 一応確認ができましたので先に行つてよろしいでしょうか。結構大変なので、これ、中に入りたいのですが。

伊藤委員 一ついいですか。この助成の回数制限もありますよね。これ、ちょっとパッと見たときに、新規参入するところ、これは30万と、4分の3となっているわけ。多分これの趣旨は全体の金額が400万にふえたけど、小さなところというか、できたてのところはそんな大きな事業ができないから、ある程度金額的に優遇しようということだと思ふ。

例えば40万の事業だったら、今までだったら20万しか出ないわけです。今回30万出るわけだから、そういう入りやすいということも、何かのところで言っておいたほうがいいような気がするのだけど。改定した意味がこれでは全然読み取れない、うたわないと。

宇都木委員 だから、それもなぜ改正したのかということ募集要項に書いておけばいいと言うのです。市民にもわかるように説明しなきゃいけないのだから。

早田座長 1個1個行っていったらよろしいでしょうか、この項目の団体、事業、助成率という順番でやっていくといいかなと思つているのですが。それで進めて構いませんでしょうか。

では、そうさせていただきます。まず上からなのですが、名称は最後に議論があろうと思うのですが、一応育成という言葉あるいはスタートアップという言葉、どちらがいいかとかあるとは思つのですが、それは最後にしまして、この内容として二本立てで行くということについてよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

鈴木委員 異議なし。

早田座長 いいですか。

宇都木委員 はい。

早田座長 では、助成対象事業というのは、これは変わらないのでよろしいですね。

助成率、今、伊藤さんが早速話題に入っているところで、4分の3と2分の1、で、段階的に4分の1にしていくという案です。それについてはいかがでしょうか。これも委員の皆さん方から意見があったものでしたのですけれども、よろしいでしょうか。

鈴木委員 これ、ずっと4分の1が出るのですか。

事務局 そうです。

早田座長 出れば。

事務局 回数制限は考えていない形になっていきますので、4分の1がずっと出続けることもあり得ます。

鈴木委員 そうなると、だから先ほどちょっと言われた助成金事業とこれの事業の住み分けは何なの。もうずっと4分の1出ると、もうそれは助成金事業でしょうと。

早田座長 4年目、5年目に4分の1が出続けたらまずいということですか。

鈴木委員 いや、まずいかどうかはわかりませんが、片や行政として助成金事業があるわけです。

早田座長 一般のですね、協働以外のですね。

鈴木委員 そうそうそう。

伊藤委員 要はそれがどこかで育成だとか成長があるとすれば、どこかで切れるところがあるのではないの。5年や6年で終わるではないのという意味でしょう。

鈴木委員 だから、それでいちいち協働支援会議の審査なんかやめて、もう5年たったら助成金事業なら助成金事業でやってくださいと。

伊藤委員 もう一本化したから、ここらはなしだよと。

鈴木委員 うん。

早田座長 私なりにそれは、回数制限なしですが制限を設けるといふふうにとらえたのですが、そういう理解ですか。この上から四つ目の欄に助成回数の制限というのがあって、今、なしなのですが。

鈴木委員 そうそうそう。

早田座長 一番右の列のなしを例えば5とか6とか7にするということになってくる？

鈴木委員 いや、趣旨はだからそういうこともありだねと。

早田座長 ありますよね。

鈴木委員 片や助成金事業はもう多分新宿区は何百もやっているはずなのです。その助成金事業とこの協働支援会議のNPO活動資金助成との違いは何なのと。

宇都木委員 結局どういうことかという、助成金を受け続けている事業というのは、これはいい事業だからつくわけです。絶えず比べたらいい事業になっちゃうわけです。だから、ある程度はどこかで抑えないとだめなのです、育成にならない。

だから、そこはどういう基準で育成するかという、一応切るかというのは、回数で切るか、

事業の進捗状況を見て言うか、どっちかでしょうけど。

だから、区のほうはもう対象になっている事業が、区の本来業務を扱っている人たちとの間で、そっちのほうに移って行って、その人たちと一緒にできるようになったら、それはもう自動的になくなる話にしないと、そっちはそっち、こっちはこっちと、こういうことになるから、それはだめだよ。

早田座長 すみません、事務局に伺いたいのですが、現在助成回数制限なしで運用していますよね。これで特に今までも議論があったと思うのですが、なしで運用してきた経緯と伺いますか、今のところのどういう方針だったかを確認したいのですが。前も回数制限を設けたほうがいいのかという議論は当然あったのでしょうか。

事務局 そうですね、実際に16年に始まった制度ですので、まだ5回目というところなものですから、今回5回助成金を全部最初から受けている団体が出てきて、これからどうするのというような話が出てきたかなというふうに解釈しています。

早田座長 わかりました。

伊藤委員 事業としての継続というのはあまりないよね。

宇都木委員 やっぱり新しい事業を提案してくるから、その事業がいいか、悪いかという判断は、それは事業助成だから。だから、同一事業の継続は5回とか、3回とかというのは、それはそれでいいよね。それはどこかに入れておかなきゃいかんです、だとすれば、基準の中に。

鈴木委員 いや、協働で育成されて、それが行政の助成事業になるのだったら、それはそれで私はいいと思っています。税金を使って何かやるのでいろんな場があっても僕はいいと思っているので。

ただ、協働支援会議というのはそういう協働を育成しようと、あまねく。というスタンスで言うと、どんどんリフレッシュするような仕組みを置いておかないと、固定化しちゃうねと。

宇都木委員 そうそう、それはそうなっちゃう。だから、それはよくないことなので、要するに自立性が問題になるので。

鈴木委員 そうなのです。

宇都木委員 そうすると、それはどこかで、事業年度で言うと3事業年度とか4とか5とかで切るといふことにしないといけないよね。それはそんなに問題ないのだ、基準の中に入れておくことだから。今までは始まったばかりだから、そんなにずっと継続があるわけじゃなかったから、そういう可能性が出てくるとすれば、どこかで切らなきゃだめだ。

これは事業助成そのものが目的でないから、団体育成が目的だから、それはそういうふうに

考えないと。

鈴木委員 そうなのです。

富井委員 だからその歯どめを、はっきりしとかなきゃだめだ。前はこの3項はあったのです。新たな事業のスタート、または継続的事业のステップアップにつながるということ基本方針があって、そこである程度審査されるけれども、そこが悪くても受かる事業はあったと思う。

それから、アンケートの中でも、毎年ステップアップするというのは非常に難しいですなんという意見もあったのです。だから、そういうことを前もって例えば5年で終わりですと言ってアナウンスしておけば、そこまでに頑張るといふか、何かしますよ、多分。

宇都木委員 だから、今年か去年かあったのだけど、子育てサポーター養成事業があって、それをやりましたと。その次は実際に、その人たちが本当に子育てのサポーターとして事業を実行することにつながる子育てサポーター養成講座をやって始めて意味があって、サポーター養成だけやっていただけって意味はないのだよという。

だから、子育てサポーター養成講座が2年目に入って、2期生を募集し、1期生は実際のサポート事業が始まったというのだったら、その2期生の養成事業にも助成してもそれは構わないということだと思うのだ。

だけど、それを富井さんが今言われるように、3年たっても4年たっても同じ事業の展開であるということが、そういうことでなければできないような事業もあるかもしれないけれど、できればそこは少しでも違う事業を組み合わせてもらって、発展させてもらう。その新たな部分に助成しましょうということにならないと、活かないよね。

だけど、それはあるうちは期限を決めなくても、そういう事業内容で制限するというのはあり得ることだろうけど、でも目安としてわかりやすいのは3年とか5年とかそうだろうと思う。説明しなきゃいけないもの、そうしないと。

鈴木委員 そうなのです。というのは、我々委員も変わるし、行政の担当者も3年で変わるし、NPOは変わらないわけです。

宇都木委員 そうそう。

鈴木委員 だから、その辺の制度設計をちゃんとしておかないと。

宇都木委員 趣旨。なぜそういう基準を設けたかという趣旨と基準と一緒にセットで、何か。

早田座長 今これに回数制限を設けたほうがという意見に傾きつつあるのですが、事務局のほうでなしというのを提案した積極的な理由がもしもあれば、こういう面もあってなしにした

というところもあるのじゃないかと、もしもあれば。

事務局 わかりました。この回数の制限、一応三つほど事務局側で理由がありまして制限を持たせなかった形にしています。まず一つ目が、事業を継続するに当たって、事業型になって収益を上げていけばいいというところはあるのですが、なかなか受益者負担が難しい事業がある。例えば自立支援系のNPOであったり、単身の高齢者をサポートする、そういったような場合に、相手方から負担を求めるとというのが非常に難しいようなもので、もちろんNPO側の努力としても賛同者、会員を集めたり、あるいはその機能。

鈴木委員 今の話を聞いていると、それは私はどこかのタイミングで助成金事業に切りかえるべきなのです。これは協働のNPOの育成の仕組みなのだから。だから、開眼するのが難しいから期間限定しませんというのは、それは本末転倒。それは助成金事業に振り返るべきです。

早田座長 一応三つの意見を。

事務局 次です。次はまずこのNPO活動資金助成の仕組みとして、協働推進基金を財源として助成をしているというのがありまして、多くの区民の方や事業者の方から寄附金をいただくときに事業分野に対する寄附と、それから団体を指定して寄附をしていただくというケースがあります、今のところ団体指定で来ている寄附というのはないのですが、過去には幾つか小口であったということなのですが、もしその団体に対して3回以上はもう助成はできませんとした場合に、その団体を指定する寄附があったときに、その寄附者の意向に反映しようとして、団体のほうにもう助成回数の制限が来てしまって助成できないというようなケースがあるかなという。

鈴木委員 話の途中で申しわけないけど、全体の助成金枠と、それから寄附金の割合はどれぐらいなのですか、何%なのですか、寄附金というのは全予算の。

事務局 全予算ですね。毎年区のほうは一定で100万円ずつを寄附しています。今年度、基金自体の残高は約1,700万ぐらいです。今年度の実績で言いますと区のほうで100万円を拠出してまして、9月までにあった寄附が約700万超という形になっております。年度によってかなり開きがありまして、去年だと区が100万円拠出して、寄附金でいただいたのが約34万。その前の年は約29万の寄附金でしたので、年度によって差がありますけど、一応今年度はそういう割合に。

鈴木委員 だから、100万円と30何万という割合ですか。

事務局 それは昨年度です。今年度は100万円に対して寄附金額が700万ぐらいです。

伊藤委員 言ってみれば、400万使ったとすれば、常にお金に名前が書いてあるわけじゃ

ないからわからないけど、区の金額を100万は使っていますよ、それを最初に落として、そのほかのあとの300万が寄附金から落ちますよということでしょう。

事務局 基金のほうから出ています。

宇都木委員 団体指定は別枠という規定をつくらないとだめだと思う。

事務局 はい。

宇都木委員 だから、分野の指名というのはいいと思うけど、個々の団体、Aという団体に私は100万円寄附しますというのだったら、そういうものはどう扱うかというのは別につくっておかないと、一緒に扱えないですよ、寄附者の意思を無視していいというのだったらそうだけど、寄附者の善意を生かすとすれば、その扱いをどうするかというのはちゃんとやらないと、よそはだからそういうのをつくっているのです、みんな。

事務局 最大限尊重して助成しますというのは、区でも出しているところなんですけど。

宇都木委員 だから、それが確かに市民のためになる事業であるとか幾つかの、だって何でもかんでもいいというわけにいかないから、公平負担に寄附しますなんていう話にはならないのだ。

だから、そこはそういうふうに寄附する団体に対してもこういう趣旨で使っているのか、寄附してくれるのかというのは、やっぱり寄附を申し出た場合に、我々はこういう基準で運用したいと思いますが、それでよろしいですかと聞いて、うんと言う。何に使っても結構ですよという寄附は構わないけど、団体指定があった場合にはやっぱりそういう何かをつくっておかないと混乱が起きるよ。

何でそういうふうに、我々が言ったのに、指名して出した寄附をそのとおり使ってくれないのだということになるから、それはそれでそういうのはどこかで何か1項目というか、基準みたいなのを、寄附してくれる人たちに対しても、使う側に対しても両方にして。

早田座長 今、お話を伺っていると、今のところNPO活動資金助成のほうは必ずしも協働の育成というところにはばっちりこうはまり込んだわけでもなくて、ある程度そういう団体を育成するというのも受けとめていきたいというふうに機能してきたわけですね、過去の経緯は。それをこういう議論の中で協働のための助成だというふうに非常に鮮明に組織化して、制度もピシッとつじつまが合うようにしていくほうがいいのか、それともやはりこういうそれ以外のNPOの助成手段というのは今のところなくて、今後もなかなかまた別に立てることも難しいから、それはそれで制度の余地を残しておいたほうがいいのか、その辺はどうなのでしょう。

鈴木委員 すみません、座長、話を折って申しわけないのだけど、三つ目の理由を聞かせてくれませんか。

事務局 ごめんなさい、1、2番目に比べると大したことの無い理由なのですが、一応新宿区の場合は登録NPO法人の制度があって、新宿区に登録したNPO法人がこの助成金を申請できるというような形になります。

例えばその団体に対して例えばもう3回以上は助成ができませんというような形になると、いわゆる登録団体として登録をしておくメリットが一つ消滅してしまうというのがある、なるべく区としても多くの団体に登録していただいて、区民の方にその活動状況を見せていきたいとか、あるいは新宿区と協働を進めたいというふうに考えているのですが、そういった部分で登録のメリットというのが一つ減ってしまうかなというのがありますというのが3点目です。

伊藤委員 3点目はただ団体に対する制限じゃなくて、同一事業ないしは継続性の事業という意味だから、そこを考えるとそんな一つの事業だけでやっている団体というのはあまりないと思うのだ。

事務局 そうですね。

伊藤委員 ならばあまり3は今言ったように、あまり言わないでいい理由だというように気がする。

事務局 はい。

早田座長 早乙女さん、何かありますか。

事務局 今の確かに団体に対する制限回数を設けるのではなくて、事業に対する制限回数ということでやっていくなら、確かにその回数を設けてもいいと、私も今の皆さんの考えを聞いて感じております。

ただ、それをどれくらいの期間というのが難しいなと思っているのですけども。

宇都木委員 二つ出したらいいと思うのです、僕は。一つは5年も同じものを続けていても発展性が見られないというのと、それから事業に新たな方向に進んでいく展望が感じられない。事業内容と両方考えればいいのではないかなというふうに思いますけど。

それはその基準が、例えば5年なら5年とした場合に、その意味をちゃんと記載しておかないと、同じ事業をずっとやっていくというのはいかかなものかと思うのです、助成を続けてというのは。つまりそうじゃなくて、何年かしていくうちに必ずそれが拡大していった次の事業につながっていくということにならないと、もともとの市民参加協働という

ありようが硬直化しちゃって、一つのところに集中しちゃうということになり兼ねないです。いいからもらっているんで、切るときにだめな原因は何かというので、また。

だから、そこはそういうただ単純に何年も何年もやっているからというよりも、同一事業については5年なら5年で打ち切って新しいほうによりふやしていくというか、振り向けていくというか、そういう視点なのだというをちゃんとしたほうがいいのじゃないですか、作りとして入れるのなら。事業内容で整理する場合と両方。

伊藤委員 支援会議の審査のときに、同じものをもう4年やっているじゃないと、そこで切ることはできるわけだ、この事業なんてもう5年もやって何の変化もないじゃない、だから切るというのと、最初から何かうたっておいて、ああ、だめだというのと違うと思うのだ。

一般的にうたっちゃって、ああ、私たちの事業はもう来年になると4年目になるから違う事業を考えて申請しようかと考えさせたほうがいいのじゃないかな。

早田座長 今の伊藤さんのはそれで出してきたら、もうそれはそれでオーケーということなのですか。

伊藤委員 うん、多分これは来年だと絶対もうはじかれるのがわかるから、新しい事業を出していこう、私たちの団体もという積極的に、前向きに行かすためには最初うたっておいたほうがいい。こっちで切ることは簡単、これは4年も5年もやってだめだから、ここで終わりだと、こんなところは。

宇都木委員 それはみんなで議論して、委員会で選ばないというだけの話だから。

伊藤委員 そうそう。それよりも今言ったように、前向きに行けるような、意欲をわき出させるような文言を入れたほうがいいなど。

早田座長 今のところ、じゃ、これはある程度制限を加える。団体ではなくて活動事業に制限を加えるという方向で議論が進んできて、事務局もそれで問題がないということですので、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

事務局 ええ、はい。

地域調整課長 結構です。

早田座長 大丈夫ですか。何年にいたしましょうか。何年というか、何回ですかね。

伊藤委員 石の上にも3年だよ。3年たってだめなものはだめだよ、そんなの。

宇都木委員 まあ、額的に言ってもそんな大きな額じゃないのです。だから、それが新しい事業に展開できないなんていう、そんな小さな事業をずっと続けたということはちょ

っと、そのNPO自身がもう体力がないというか、それがなかったらできないということだとすりゃ、それは問題なのだ、確かに。

伊藤委員 2年目までは辛抱できる、どう変わったかなと見るけど、そこら辺は。

早田座長 石の上に3年でいきますか。

宇都木委員 4年目以降はだめだと。4年目以降は新しい事業での限度は3年とか。まあ、5年というのはないな、ちょっと。

伊藤委員 僕なんか企画や何かやっているとすれば、5年計画をつくっておいて、1年目はこれぐらいで、2年目、これ、3年目これ加えて、完成を5年目にするというふうなプランをつくっちゃうじゃない。すると、それでお金をもらえりゃいいわけだけど、それをうちの3年だよといえ、それを3年に縮めた計画をつくり直すのだ。

早田座長 村山委員、いかがでしょうか、3年という意見が出ているのですが。

村山委員 ですから、そうするとスタートアップで2年やって、最後こちらで1年ですか。

地域調整課長 こっちは2年しかエントリーできないのでしょうか？3年目から既存の活動資金助成になる。

事務局 そうですね。

事務局 そうですね。この制度設計だと。

村山委員 こちらは2回が限界。

地域調整課長 2回です。3回目以降はだから。

村山委員 3回目以降はこちらの。

地域調整課長 スタートアップ助成を受けた後、次はもう3回目ということになるのね。

事務局 はい。スタートアップを含む3回目。

伊藤委員 新人じゃなくなるということでしょう。

地域調整課長 3回が一つの目安かもしれないですね。

早田座長 プラスワンということですね。

地域調整課長 はい。

鈴木委員 その3年というその合理的な理由は何なんですか。石の上にも3年というのわかるのだけど、それじゃ、やっぱり説明責任を果たせないから。

伊藤委員 1年目はできてきて、2年目でどれだけ伸びているか、変わってきたか、そこでこうコメントを加えてやるのがいいのかと思って、で、3年目できませんでしたねと

か。2年目で切ることは難しいと思うのだけど。初期の段階だから。

早田座長 すみません、過去に3回以上出してきているなんていうことはありますか。

事務局 あります、たくさんあります。

早田座長 ありますか、そうするとニーズはあるということですね。

宇都木委員 先生、お金が欲しいというのはニーズじゃないのです。

早田座長 ええ、それもわかります。

宇都木委員 だけど、そっちが問題だから問題になるのだ。

鈴木委員 お金だけが欲しいと。

宇都木委員 うん、お金だけが欲しい。それで理由をくっつけて助成をもらう。だから、それでいいのかというのが問い直されていることだから。

伊藤委員 今回の『ハンナのかばん』というのもしょっちゅう出てきているでしょう。あれもやっていることは内容が一緒、対象を小学生にしたり学校にしたり何々したりで変えてきている。今回は英語がわかる子にしようというふうになっている。結局それは同じものだよな。

事業目的は変わっていないという。

宇都木委員 そういうのはもう限度ですよ、同じ事業目的で対象だけが変わっているなんていうのは、よくあることだ。

鈴木委員 3年というのは、1年目はスタートアップ、試験実施みたいな形で、そこでノウハウを得て改善事項を見出して、2年目でその改善をやってみて、3年目で結果を見ながらそれをしていけるというそういうサイクルですよな。

宇都木委員 幾らNPOの市民事業でも、やっぱりそれぞれのお金をもらって社会的な責任を果たそうというには、それは3年ぐらいである程度の結果が見えるということにならないと、助成金を出す説得力がない。

鈴木委員 ですね。

早田座長 では、3年という意見、スタートアップを含めて2プラス1という意見なのですが、それでいかがでしょうか。

鈴木委員 試験実施が1年目、2年目が改善実施、で、3年目がその成果。

早田座長 成果を出す。

地域調整課長 4回目に申請したときには、それはだめだという話になりますけども。

ただ、同一事業か、あるいは継続性のある事業についてはだめだという話ですから、同

一事業または継続性があるかどうかの認定を、もし出てきた場合、上がってきた場合、この会議で判定してもらおう話になると。

宇都木委員 そうそう。

地域調整課長 それはよろしいですね。

宇都木委員 そうでないと、それはどこかで。

地域調整課長 いや、事務局の判断じゃなくて支援会議のほうへ出しますから。

早田座長 もう対象が違うということだから。

宇都木委員 複数の助成金を組み合わせてやっているところなんていうのは、もしかしたらある可能性があるのだけど、それは組み立てを考えてもらうしかないのではないですか。

地域調整課長 例えば私がもし団体側で申請するとすれば、若干毛色を変えて4回目を出すということを考えますよ。そのときに、事務局では全く同じ事業だったら切れますけども、そうでなければやっぱりこの支援会議のほうに諮ってどうなのだというのをもんでもらわないと、ちょっと我々も責任ある判断をできないので。

宇都木委員 だから、必要があれば委員会で検証すればいいじゃないですか。

鈴木委員 そのための委員会ですよ。

宇都木委員 それがどうこうと言うのなら、場合によったら来てもらって、団体と話し合いをして、どこが違うのかというのをやったっていいじゃないですか。

早田座長 じゃ、明らかにだめなもの以外は上がってきて、こちらで判断すると。

富井委員 それでも必要で延ばしたいというか、続けたいという尽力があったら、助成金事業で、そういう制度もつくっておいてやらないと。

早田座長 そうなのです。

地域調整課長 原則として同一事業の場合は3回までというふうにしといて、あとは支援会議の中で特に特筆すべき、しんしゃくすべき事情があれば4回目をオーケーするとか、そういう道を残しておいたほうがいいのかなど。

宇都木委員 むしろ協働事業のほうに積極的に参画して行政と一緒にやれる事業を拡大して先に行こうという、そういうことでチャレンジしたらどうかという、それは我々の意見をつけたって構わないと思うのです。そういうことは本当にいいことなので、それ以外考えつかないのだったら、そういうことでやってみたらどうですかと、30万とか金の問題じゃなくて、事業分として。

だから、そういうことも含めて、そういうことが出た場合に、審査会としてこれならば協働事業のほうでチャレンジしてもいいのだから、そういうところで1回やってみてください。その結果、また何かあったら皆さんと議論しましょうという、それはそれで僕はいいと思う。

鈴木委員 まさに委員会が形骸化しないその最たるものです。やはりこういうのはほうっておくと形骸化しちゃいますから。

宇都木委員 だから、物差し当ててこうやったら終わり、それじゃちょっとあまりにも政策論じゃないから、そこはそういうふうにならず。

地域調整課長 よろしいですか。じゃ、原則として3回までとするということで。

早田座長 そうですね。じゃ、それでお願い。

事務局 あと一つ、委員の皆さんにご意見をいただきたいのですが、もう既に継続して3年受けている事業、例えば東京山の手まごころサービスとか、ピボ駅伝とか、それから今年で言うと中難協はもう3年受けているのです。こういう団体に対して来年度もう3回目以上なのでだめとするとか、経過措置とするか。

宇都木委員 来年は1年余裕を持たないとだめですよ、それは。

事務局 そうですよ。

宇都木委員 回数制限するときは。だから、今年で3年目を迎えた、あるいは4年目を迎える事業については、それが採用されたとしても、そこから3年じゃないのと言わないと。

早田座長 今採択している事業は除くということなのか、それとも。

事務局 カウントしないか。

早田座長 再来年からとするのか、どちらか。

宇都木委員 だから、これを原則適用するとすれば、来年出てきたら、この1年間はいいとしても、もう既に3年継続してやっているから、つまり4年になるのだけれど、来年からはもうそれはそのままでは延長はできませんと言わないと差別が出てくる、それは。新たに設けたのは、猶予期間を1年なら1年と設けないと。

事務局 1年間。

宇都木委員 それは1年でいいと思いますよ。

早田座長 全く特別扱いしないで1年延ばしてやるということですね。

宇都木委員 うん。1年、つまり4回目に。

伊藤委員 来年から3年じゃなくて。

宇都木委員 4回目の申請になるのだけど、それはもうだめと言うのではなくて、それは今年1年は認めるけれど、仮に採択すればです。5年目からはその事業はもう対象になりませんという、提案のあるときに。新たなそういう基準をつくったので、それに対応する。

早田座長 継続は1年間だけ猶予を置いて。

事務局 1年間だけ。だから、今年出ている三つの事業はもう3年、4年受けていますので、そうすると1年間だけは認めますと。

早田座長 それから、くどいのですけれども、古いしにせの団体が全く新しい事業で出てきた場合は、スタートアップに申し込んで全く差し支えないわけですよ。

宇都木委員 それはそれで審査の対象になります。でもそれが採用されるかどうかは別問題です。

伊藤委員 番に該当するから。

早田座長 番に該当するから応募はできると、はい。大体それで。

地域調整課長 それから、回数のカウントですけれども、連続して3回ということですよ。

宇都木委員 そうですね、それは連続で。

地域調整課長 中抜けがあったとして、トータルで3回にするのか、連続で3回にするのか。

早田座長 回数を。

地域調整課長 うん。

宇都木委員 1年置きで出してきたら、3回まではやりましたと、それもだめでしょうね、恐らく同じ事業なら。それ、3回という意味ですよ、それは。3年ないしは3回。

地域調整課長 過去に3回なのか、継続して3回にするのか。

宇都木委員 だから、過去にやって、同事業を既に3年ないしは3回を対象になっているやつは、この1年間は認められる事業としては認めるけど、次回からはだめですというふうな。つまり4回はいいけど、5回目はもう対象になりませんということになる、1年猶予をやらないと気の毒じゃないかと思うのです。

地域調整課長 ああ、違う、これから先の話として同一事業の場合、制限が入ります、3回までと言ったときに、3年連続して4年目はだめにするのか、2回連続して1回抜け

たら。

宇都木委員 3年ないしは3回。

地域調整課長 3回と言っちゃえばいいのですかね。

宇都木委員 うん。それはそうでないと差別になっちゃうから。

伊藤委員 だけど、仮定の話だけど2回続けて3回目は落ちたとするじゃない、ここで。そしたら4年目に同じものを出してきたら、それは。

宇都木委員 それはまた落ちだよな。

伊藤委員 それは落ちだよな。それはないと思う、僕は。落としたもののやつの継続なんてあり得ないもの。

早田座長 逆に1年目やってみて、2年目に別のファンドがとれて楽になってとらなかった。3年目はそれを引き上げられて苦しくなって、3年目は新宿区に出してきたというのはあるじゃないですか。

宇都木委員 それは3回目です。うん、対象にはなる。

早田座長 それはいいのですか。

伊藤委員 そういうのを判断するのはどういう判断をするの。

早田座長 そうすると3回ですか。

宇都木委員 いや、3年連続ないしは1事業3年と言った場合に、1事業ととらえるかどうか問題なのだ。だから、それは3年も入れると。それから、3回も入れるというふうに両方入れないと。1事業が3年単位ですという事業申請だってあり得ることだから、そのうちの今年第1年目ですと。つまり本人たちはそういう信念で申請したのに、もう終わりになっちゃうのという話にならないようにしておかなきゃいけないでしょう。

伊藤委員 多分ここで3年というのを出すと、皆さんが持っている計画というのは3年計画をつくるものだよねと。今年金が欲しいから出してくるというよりも、3年の中期か長期か知らないけど、そんな計画を出してきて、私たちの結果がこうですというのは持っていると思う。そうしないと出せないもの。そこまで意識が高まってやらなきゃいけない問題だから。

早田座長 そこですね。団体がなくなっちゃったりして。3回は問題ないと思うのですが、3年というニュアンスを入れるかどうか。

伊藤委員 立ち上がったところの2年というのは、これは妥当性があるかどうかだよな。2年超えればある程度新規の団体でも何とかできていくのじゃないの。

鈴木委員 だから、3年もしくは3回。

早田座長 3年もしくは3回。

宇都木委員 3は両方に当てはまるようにしないと、1年置きならいいのとなっちゃうから。

鈴木委員 そのことの本質で今、座長がちらっと言ったのだけど、出してくるNPOがなくなっちゃうのではないかと。

宇都木委員 それでなくなるのはしょうがないのです、そういうところが。

鈴木委員 そうそう、それがなくなったならば、それが課題なのだから、改めてどうしようかということを考えればいい。なくなるのが心配だからあまりというのは、本質論から逃げることになります。

早田座長 もちろんそうですね。

宇都木委員 数ができればいいという問題でもないのだから。

鈴木委員 そうそうそう。

宇都木委員 大きな意味で市民参加協働のありようをこういうことにも広げたということなのだから。

早田座長 3年ないし3回を限度とするということは、どういうふうに解釈すればいいのでしょうか。andかorを使う。3年継続したものはだめです、飛び飛びもだめです、飛び飛びも3回したらだめですという感じですか。

宇都木委員 だから、審査基準というのは金取ることが目的にならないようにしようという制限だから、きちんとしたほうがいいです。同一事業に対する3回ないしは1事業3年以上の助成はしません、対象範囲になりませんというふうに言っておけばいいわけ。

早田座長 オアですね。3年または3回を限度とする。

鈴木委員 どちらか引っかけたらだめということ。

宇都木委員 できるだけオープンに事業を育てたいというのが趣旨なので。

伊藤委員 その育てるのも3年で育ててほしいという意味なのだ。それをとれなくても、3年以内に育ててほしいということなのだ。

早田座長 3年または3回を限度とするという表現になるうかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

宇都木委員 だから、あとはさっき言ったけど指名団体があった場合の運用の仕方については何か入れておかないと、指名団体はどこでもやっていますから、そういうのは。

事務局 ああ、そうですね。

伊藤委員 今まで例えばこの団体さんに入れてくださいよとなって。で、その団体が申請していなかったことはないよね。でもそれが申請してこないということもあり得るのだ。

事務局 ええ、ありました。

伊藤委員 そうすると、だけどその寄附は一般寄附に入っちゃうということだよ、前から。もう一つは、落ちた場合も、その指定の寄附は一般の寄附に振りかわりますよというスタンスで来ているのだ、これは間違いないよね。

宇都木委員 だから、そういうふうにするか、NPOとしてのちゃんとした要件を満たしているところについては、その寄附を優先して審査の対象にしないというものもあるよね。

伊藤委員 そうそう、あと渡したり。

宇都木委員 だから、本当はそういうところは相対でやってもらえばいいのです、区を通さなくたって。

伊藤委員 そうそう。

鈴木委員 指定したいのだったらそこに直接やってくださいと。

宇都木委員 区を通すということの意味は、寄附者が、私はこういう活動に積極的に関わっているのですよということを、いわば社会的に明らかにしたいから区を通してやるという、こういうことなのかもしれないですね。

富井委員 税金の控除になるという。

宇都木委員 うん、なるだろうと思います。

早田座長 別に寄附控除する方法はありますか、区を媒介にしないで。

宇都木委員 あります。認定法人に直接渡して、その証明を税務署に申告すればいい。

事務局 そうですね。認定法人になっていれば。ただ住民税の控除は取れないです。都民税だけです。

伊藤委員 認定じゃないからここを通して、ここからもらうという話でしょう、控除のやつは。

早田座長 そうですね。

富井委員 そうするのはもう少額でも何でもスルーして、特定を指定しているのでしょうか。

宇都木委員 だから、そういう特定ありという一つ項目を設けてやらないと、寄附する側と受ける側との間が不透明になっちゃうのだ。

富井委員 そうそう。

宇都木委員 この寄附はどういうふうに扱いましたかというのを一応報告しなきゃいけないでしょう。そうすると、700万のうち300万は指定寄附がありましたと。したがって、それに該当する団体自身も問題ないからそのとおり渡しましたと。ただし、手数料は5%いただきましたとかね。そういうのがあるのです、行政でも。

富井委員 なるほど。

宇都木委員 事務手数料として10%はちゃんと寄附金から費用として落としますと。それはここがやらないのだろうけど、そういうことをやるのならちゃんと規定に盛り込んでおかなきゃだめだという。

事務局 そうですね、そのうち何%は一般のほうに回しますとかいう。

宇都木委員 そうそう。

富井委員 ああ、そういうこと。

事務局 少し研究してみないといけないですね。いずれにしても団体寄附が10万来て、そのまま区をスルーして10万円を団体にというわけには多分いかないと思うのです。そうすると、そもそも認定NPOの制度自体が変な話になっちゃいますので。

宇都木委員 だから、寄附する側はそういうふうに、私はあの団体に寄附しようと思って寄附したのに、そういう扱いをしてくれないのだったらやめたとなるのか、一般寄附でいいですよとなるのかわからないから、そこは善意に受け取って、寄附してくれる人たちはNPOを育成しようということなのだから、そのためには我々としてはこういう条件が必要なのですと言っておかないといけないでしょう、寄附する人たちにも受ける側にも両方。

伊藤委員 あると思うのだ、区を通すということ自体に。例えば新宿区に寄附していますというのと、NPOの小さいところに寄附していますというのは、何かのときに全然違うじゃないですか、重みが。それもあるのかもわからない。

宇都木委員 そう、寄附する側はそういうことなのだ。それと所得控除です。

早田座長 では、時間もあれですので、それは研究をもう少しして、それは次のときに回したいと思います。

それで、あと下のほうの審査基準についてですが、一番下の になります、左の欄で言いますと。自己評価を行っていたかということは採点対象外で今まではしていないとしているのですけれども、これをスタートアップ助成にはつけませんが、NPO活動資金助

成には自己評価を行っていないとマイナスにするということを逆に盛り込もうと。それで自立を意欲づけようと考えて項目を加えてありますが、これはいかがでしょうか。

宇都木委員 それもある意味じゃ必要なことだから。決算書だけ出してどこへ使ったかわからないような金の使い方をされたら困るわけだ。

伊藤委員 自己評価は特定の評価項目をこちらで設けるとか、何らかの自己評価をその団体がやっていたらいいのか。

事務局 そうですね、まず実績報告書の項目をもう一度直したほうがいいかなと思っ  
ているのですが、基本的に助成金を受けた団体は実績報告が出ますので。

伊藤委員 それで済んじゃうのなら要らない。

事務局 そこに書かせていくという感じだとは思っているのですが、ただそれを書いたからいいのかというところがあります。

宇都木委員 いや、その中に自己評価項目を三つぐらい、基準をつくって。本当にその事業にどういうふうに使われたのかということと、それと費用対効果。事業の結果どういう成果があったのかということを中心とした評価項目をつくって入れたらいいのではないの。みんないいというふうに言ってくるよ。

伊藤委員 あまり余分につくらなくても、今までの様式の一番最後につけ加えていけば。

宇都木委員 あるいは少し直すとか。

伊藤委員 そうそう。そうしないと面倒くさいよ。

早田座長 既存のフォーマットに少しそういう欄を追加すると。よろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

宇都木委員 ある意味で新しい評価の仕方としてやったほうがいい。

早田座長 それから、も同様なのですが、自立に努めているかということ新しい基準として追加するということですが、これも減点項目にするということですか。

先ほど過度にというのがありましたが、これもまた細かく議論をする必要があるとは思  
うのですが、基本的にずっとおんぶにだっこでぶら下がっているというのはマイナスにするという趣旨です。

宇都木委員 全体の事業の60%を超えるのが助成事業だったというのはあるからな、そのぐらいの、団体が小さいから。

伊藤委員 いっぱいあるよね、やっているのは新宿区、これはいきいき財団とか、90%ぐらいはその金でやっているところが。

早田座長 よろしいでしょうか。じゃ、内容はまた細かい議論をしますが、基本的にこういう発想を入れるというのでよろしいでしょうか。

では、項目が合意をいただきましたので、あと宿題がネーミングというのがありまして、今のところ育成という言葉を使ったり、スタートアップと言ったり、古いほうは名前を変えずに据え置いているのですが、何かわかりやすいものがあつたら少し、宿題でも構わないのですが、今もし浮かぶのがあればいただきたいのですが。

鈴木委員 なるべく仮名文字を使わないで日本語をお願いします。

早田座長 スタートアップというのも日本語の気がしますが。

鈴木委員 いや、一般社会では日本語ではないのです、これは。

伊藤委員 ここで考えてもしょうがないから、そんなのは。

地域調整課長 いや、もし今何か案あつたら。

早田座長 一応私が申し上げたのは、普通オギャーと生まれてから、それからすくすく大きくなるのを育成と言って、初めの産むところを育成とは言わないのではないかなというのだけはあります。それ混乱しちゃうと困るので。よく産業振興課なんかで育成と言つたら、スタートアップ支援と育成支援と違う段階のものを言つたりすると思うのですが、それがちょっと混乱しないようになればなというのだけ申し上げたのですが。

じゃ、ここでは浮かばないでしょうから、また宿題ないし事務局のほうにも考えていただいて、皆さん、ぜひ次回ぐらいまでには。

事務局 すみません。

地域調整課長 何かいい案があつたら、ご提案をいただきたい。

鈴木委員 いや、だから新規事業の支援なのでしょう。

早田座長 そう、新しく協働をしたいNPOを創出するということですね。

鈴木委員 古いNPOでも事業が新しければいいのでしょうか。

早田座長 そうです、はい。じゃ、宿題ということではよろしいでしょうか。

伊藤委員 スタートアップとは、スタートした団体をアップするコースでしょ。

事務局 ええ、そうです。

早田座長 スタートとアップはなかなか難しいと思います。すみません、これはこれでよろしいでしょうか、ありがとうございました。

了